

香椎丘リハビリテーション病院 面会規程

第1条（目的）

本規程は、入院患者の療養環境の確保および家族等との関係維持の重要性を踏まえ、適切な面会の実施方法を定めることを目的とする。

また、感染対策等の観点から必要な範囲での制限を明確にし、過度な制限とならないよう適正な運用を図る。

第2条（基本方針）

1. 当院は、正当な理由なく、入院中の患者に対する家族その他これに準ずる者（以下「家族等」という）による面会を妨げないものとする。
2. 当院は、患者の療養生活における家族等との関わりを重視し、原則として面会を可能とする。
3. 面会は、患者の病状、療養環境、感染対策等を踏まえ、必要最小限の範囲で制限する。
4. 面会の可否や方法は、患者本人の意思を尊重する。

第3条（面会時間）

1. 面会時間は原則として以下のとおりとする。

14時～19時

2. 上記時間外の面会については、患者の状態等から医師が必要と認めた場合は、必要に応じて個別に対応する。

第4条（面会方法）

1. 面会は病棟内、または指定された場所で行う。
2. 面会人数は、1回につき4名までとする。
3. 30分以内を原則とし、長時間の面会は、患者の安静および他患者への配慮の観点から控える。

第5条（面会時の遵守事項）

面会者は、以下の事項を遵守するものとする。

1. 発熱や咳等の症状がある場合は面会を控えること
2. 手指消毒の実施
3. マスクの着用（乳幼児は対象外）
4. 病棟内での飲食は原則控えること
5. 職員の指示に従うこと

第6条（面会制限）

1. 以下の場合には、面会を制限または中止することがある。
 - （1）感染症の発生または流行時
 - （2）患者の病状により安静が必要な場合
 - （3）その他、療養環境の維持が困難と判断される場合
2. 制限を行う場合は、その理由および期間を明確にし、必要最小限とする。

第7条（特別な配慮）

1. 病状の変化等により、特別な配慮が必要な場合は、医師の判断に基づき柔軟に対応する。
2. 患者の意思決定支援に関わる面会については、可能な限り配慮する。

第8条（情報提供）

本規程および面会に関する運用については、院内掲示、ホームページへの掲載および必要に応じて説明を行う。

附則

本規程は令和8年6月1日より施行する。